

消費者ネットワーク

2026年7月17日

第328号

 一般社団法人
 全国消費者団体連絡会
 発行責任者 郷野 智砂子

 TEL:03-5216-6024
 FAX:03-5216-6036

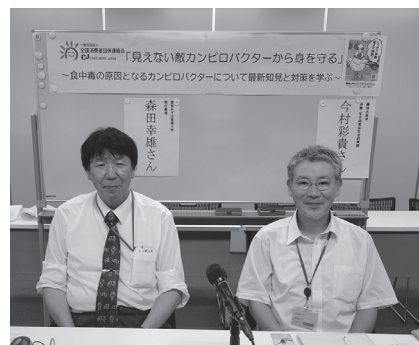

学習会「見えない敵 カンピロバクターから身を守る」

～ 食中毒の原因となるカンピロバクターについて

最新知見と対策を学ぶための学習会を開催しました ～

全国各地でカンピロバクターを原因とする食中毒の発生が増加しています。カンピロバクターとは、鶏肉（刺身・たたき・レバー等）の生食や加熱不十分な鶏肉の喫食で感染する代表的な食中毒菌で、少ない菌数で発症し、国内の細菌性食中毒の中では最も発生件数が多い原因菌です。その予防と対策が重要な課題となっている一方、消費者の認知度は必ずしも高いとは言えず、生食や加熱不十分な鶏肉の喫食に起因する食中毒事例が後を絶ちません。

この学習会は、食中毒の最新動向から、カンピロバクターの基礎知識、予防対策などを学び、食中毒被害発生の抑止と、消費者の食品安全に対する認識を深める機会として実施しました。


【日 時】 6月30日(火) 14:00～15:30

【ウェビナー形式の配信による学習会】

【参加者】 367人

【内 容】 ①講演「カンピロバクター食中毒を防ぐために」

講師：森田幸雄さん（愛知みずほ短期大学 特任教授）

②報告「国産チキンの安全・健やか宣言（あんすこ宣言）」

講師：今村彩貴さん（農林水産省 消費・安全局 食品安全政策課）

もくじ

学習会「見えない敵 カンピロバクターから身を守る」を開催しました	1
消費者契約法検討会ワーキンググループ「論点整理」学習会 報告	4
速報 2026年7月10日の参議院本会議において「個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律」が可決・成立したことを受けて、全国消団連は声明を発出しました	7
意見を提出しました	8
「2026年度 PLオンプズ会議報告会 提言」を提出しました	10
会員活動報告（全国消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会、消費者ネットワーク岐阜）	11
会員活動予定／第1回理事会報告／編集後記	12

次号(329号)は9月18日(金)発行です。

概要(事務局による要約)

「カンピロバクター食中毒を防ぐために」

森田幸雄さん

●鶏肉消費の増加とカンピロバクター食中毒

世界的にカンピロバクター食中毒の原因は食肉、とりわけ鶏肉に起因しています。鶏肉の消費量が多い国ほどカンピロバクター食中毒が多い傾向があります。牛や豚も無症状でカンピロバクターを腸管内に高率、高濃度に保有しています。しかし、食肉処理の工程で腸管内容物から肉への汚染を防ぐ対策が比較的实施しやすくなっています。鶏も無症状のまま高い確率でカンピロバクターを保菌しており、腸管内には多くの菌量のカンピロバクターが存在しています。鶏は体が小さいため、食鳥処理の過程で腸管が損傷しやすく、その際に肉の部分へ菌が付着するリスクがあります。また、牛や豚のように汚染部分を切除することが難しいため、調査によっては約2～6割の流通鶏肉からカンピロバクターが付着しています。これは日本だけの問題でなく、世界各国でも共通の問題として対策がとられています。

日本では近年、食肉の中で鶏肉の消費量が最も多くなっています。健康志向などを背景に鶏肉の需要は世界的にも増加していますが、経済的であることや食卓に取り入れやすい食材であることが理由と考えられます。

しかし日本には古くから魚を生で食べる「刺身文化」が根付いており「新鮮なものは生で食べられる」という認識が残っているためか、鶏の生食に対するリスク感覚が薄れていると思われます。肉は魚とは異なり、新鮮であっても食中毒菌が存在することや、新鮮だから安全という考え方は誤りであることを、強く認識する必要があります。

●日本における鶏肉流通と生食文化

日本のブロイラー（食肉用に大量生産される鶏）は48～49日程度飼育されてから出荷されますが、海外では、より若齢で小さい個体が出荷される例も少なくありません。日本ではもも肉やむね肉などの部分肉として流通する割合が高く、歩留まり向上のため大型化が進んでいます。その一方で、ブロイラーは成長するにつれてカンピロバクターに感染する可能性が高くなることも知られています。当初は陰性だった鶏群でも、出荷前になると陽性率が上がる例が多く報告されており、長く飼育する日本の生産方式が保菌率の高さに影響している可能性があります。

また、日本には南九州（鹿児島県や宮崎県）を中心とした鶏肉の生食文化があります。鶏刺しや鶏のたたきとはもともと地域に根差した郷土料理であり、家庭で飼育した鶏（多くは卵を産み終わった鶏）を処理し、表面を炙るなどの工夫をして食べられてきた歴史がありました。しかし現在は「加熱用」として流通している鶏肉（ブロイラー肉）が、全国各地の飲食店などで生食や加熱不十分な状態で提供される例もあり、食中毒リスクが拡大しています。鹿児島県や宮崎県では、生食用の鶏肉に関する独自の衛生基準や目標が設けられており、カンピロバクター、サルモネラ、黄色ブドウ球菌、糞便系大腸菌群が陰性であることを求めています。しかし本来、社会に流通している鶏肉は「加熱用」であり、それを示す表示もあって、厚生労働省も十分な加熱を前提とした取り扱いを求めています。

飲食店で鶏の生食メニューが提供されている場合は消費者として「どのような方法で安全性を確保しているのか」を確認することが重要で、「新鮮だから大丈夫」という説明が返ってきた場合は、安全性への管理が不十分だと認識すべきです。

●カンピロバクター食中毒の特徴と予防のポイント

カンピロバクターは非常に少ない菌数でも発症する細菌です。数百個程度の菌で感染することもあり、感染力が強いことが特徴です。また潜伏期間が2～7日程度と長いいため、何を食べたことが原因だったのかを特定しにくい特徴もあります。主な症状は下痢、腹痛、発熱ですが、回復後に「ギラン・バレー症候群」を発症する場合があることも知られています。これは手足のしびれや運動障害を引き起こす疾患で、重症化することもあります。また、カンピロバクターは一般的な細菌とは異なり、大気中では増殖しない性質があります。そのため、汚染された鶏肉の中、または放置することで菌が大量に増えるというよりも、「最初から菌が付着しているかどうか」が重要になります。加熱によって死滅するため、十分な加熱調理（75℃、1分間以上）が最も有効な予防策です。

さらには、家庭内での二次汚染にも注意が必要です。生の鶏肉を扱ったまな板や包丁を介して、サラダや加熱済み食品に菌が移ることがあり、こうした二次汚染が原因となる事例も少なくありません。

●市販鶏肉の汚染実態と今後の対策

私たちの研究報告では関東で流通している鶏肉の約2割はカンピロバクター・サルモネラに汚染されていました。別の報告では市販鶏肉の約6割が汚染しているという報告もありますが、これは日本の鶏肉が特に汚染されているわけではなく、多くの先進国で同様な状況です。その上で、食鳥処理場における衛生管理の向上や、カンピロバクター陰性群と陽性群を分けて処理する「区分処理」、腸管損傷の低減などの対策が有効です。また、近年は外部検証制度によるデータの蓄積が進み、日本の鶏肉の衛生水準は欧米諸国と比べても大きく劣るものではないことが分かってきています。

しかし、日本には前述のような生食文化が存在し、加熱を前提とした流通システムの中で、鶏刺し・鶏わさ等の加熱不十分な鶏肉の食習慣があることが大きな課題です。その点から、飲食店営業者と、消費者への教育がとて重要であり、家庭では十分な加熱と二次汚染防止を徹底すること、そして飲食店で提供される生食メニューについても消費者はリスクを理解したうえで喫食の判断をすることが求められます。科学的根拠に基づいた正しい知識をもち、適切な行動をとる飲食店営業者・消費者になることが最も大切です。

「国産チキンの安全・健やか宣言（あんすこ宣言）」

今村彩貴さん

●カンピロバクター食中毒の低減に向けて社会全体の意識を向上させていく取り組み

国内では2003年以降、細菌性食中毒ではカンピロバクターによるものが最多となっています。しかし消費者の認知度は低く、調査結果でも「カンピロバクターをよく知らない」と回答した人が大多数を占めました。

カンピロバクター対策にはフードチェーン全体での取り組みが不可欠です。生産農場では衛生的な飼養管理、食鳥処理場では衛生的な処理、小売や飲食店では適切な情報提供と取り扱い、家庭では十分な加熱と二次汚染の防止が求められます。またカンピロバクターは「つけない」「増やさない」「やっつける」という食中毒予防三原則のうち、「やっつける」、すなわち加熱による殺菌が最も重要な細菌です。

カンピロバクター食中毒対策を進めるためには、消費者を含む社会全体の理解と行動が重要であるとの観点から、日本食鳥協会による「国産チキンの安全・健やか宣言（あんすこ宣言）」の取り組みが立ち上がりました。カンピロバクター対策は、フードチェーン全体の関係者が役割をしっかりと認識して、自分たちのできることを実行していくという意識が最も有効です。

この「あんすこ宣言」は、生産者や食鳥処理事業者などが取り組んでいる衛生管理を広く発信し、消費者や事業者の理解向上につなげることを目的としています。安全性を保証する認証制度ではなく、公衆衛生上の課題であるカンピロバクター食中毒について、社会全体で認識を高めるための取り組みで、フードチェーン全体で参画できる仕組みになっています。まだまだ周知が行き届かず、賛同者が少ない状況ですが、カンピロバクター食中毒の低減につなげていくため、応援サポーターとしての登録を含め、あんすこ宣言への理解と協力をよろしくお願いします。

質疑応答より（抜粋）

Q: 国産鶏肉と輸入鶏肉との間でカンピロバクター検出率に違いはありますか。

A: 若干輸入鶏肉が低いというデータがありますが、それは輸入鶏肉が冷凍流通が主体であり、冷凍によってカンピロバクター数が減少するためと考えられています。

Q: 十分な加熱が必要と言われても鶏肉は火を入れ過ぎるとパサつきます。安全においしく調理するには？

A: 鶏肉は中心部まで十分加熱することが最も大切です。一方で加熱し過ぎると肉汁が失われ、パサつきやすくなります。厚い部分の中心温度が75℃で1分以上（またはこれと同等以上の加熱）になるよう加熱し、その後数分間余熱で火を通すと、安全性を保ちながら、やわらかくジューシーに仕上げることができます。

Q: カンピロバクターの食中毒を減らすための処理場の改善は昔と比べて進んでいますか。

A: 進んでいます。内臓摘出時に内臓破損が少ない内臓摘出機の導入が進んでいます。また、HACCP制度化により、衛生管理計画、記録、検証、外部検証の考え方は以前より整備されました。ただし、カンピロバクターは少量感染で、鶏肉汚染率も高いため、処理場改善だけで食中毒をゼロにするのは難しいです。最終的には飲食店・家庭での加熱（食品工場や飲食店では、加熱工程はHACCPの重要管理点（CCP）となることが多い）が必要です。

以上

消費者契約法検討会ワーキンググループ「論点整理」学習会 報告

消費者法制度のパラダイムシフトに向けた検討については、消費者庁「消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者検討会」、内閣府消費者委員会「消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会」と議論が重ねられてきました。そして現在、消費者庁は「現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた消費者契約法検討会」を設けて、消費者契約法における具体的な規律や対応の検討を進めています。

検討会には「ワーキンググループ」が設置され、法学者による議論が行われ、その結果、5月11日に今後の議論の土台となる「論点整理」が公表されました。今後は、この整理をもとに、親会議である検討会で議論が深められ、今年の夏頃には「中間取りまとめ」に至る予定とされています。

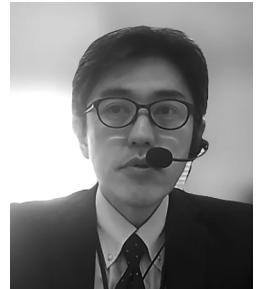
皆様と今後の消費者法の在り方について理解を深めるため、消費者庁の担当者から「論点整理」の説明をお聞きました。

【日 時】 6月2日(火) 14時00分～15時40分

〔Zoom 活用のオンライン学習会〕

【講 師】 消費者庁 消費者制度課長 古川 剛さん

【参加者】 88人



概要(事務局による要約)

現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた消費者契約法検討会ワーキンググループ「論点整理」について

消費者契約法は2000年に成立し、「消費者利益が擁護されるとともに、消費者と事業者双方が契約当事者として、自己責任に基づいた行動が促されることによって、消費者と事業者との間の信頼関係が高まり、新たな経済活動や業態の創造が容易になり、活発化されるもの」という基本的な考え方のもとに位置づけられました。

その後、適格消費者団体の差止請求制度の導入や不当勧誘類型の追加、無効となる契約条項の拡充などが進められてきましたが、これらはいずれも具体的な被害事例を踏まえた、いわゆる後追いの対応でした。また「つけ込み型不当勧誘」に対応する包括的取消権の導入も検討されたものの、要件の明確化が困難であることから、制度化には至りませんでした。

直近の2022年(令和4年)改正以降、議論は「消費者の脆弱性」がキーワードとなり、規律対象も契約締結時の勧誘場面以外にも広げて議論が進められています。この論点整理は、従来の枠組みとは少し異なり、新たな規律の在り方を模索するものです。

第1. 消費者の多様な脆弱性への対応として必要な規律

1. 事業者等による消費者の多様な脆弱性への配慮を促進する仕組み

消費者を取り巻く環境が変化している現代社会においては、消費者の意思決定能力が相対的に弱まり、危害にさらされやすい状況が生じています。その結果、誰しものが単独で十分な意思決定することが、困難となる場面が増加します。消費者が多様な脆弱性を有しながらも、「安心・安全」に取引できる環境(健全な市場)の実現に向け、事業者及び関係主体が果たすべき役割や期待される役割を明らかにするプリンシプル(行動規範・行動原則)を規定することが提案されています。プリンシプルは、事業者の行為の内容を問うことなく、消費者の状態に着目した規律になります。例えば、消費者が消費者契約を締結するか否かについて適切な判断を行うことが困難な状態に陥らないように配慮することが想定されています。

事業者の勧誘に際して「消費者の脆弱性」を踏まえて配慮を求めるとともに、消費者契約に関係する主体(取引基盤提供者等)や関係し得る主体(地域のネットワーク等)が、共創協働の観点から役割を果たすことを促す規定の導入が提案されています。さらに、行政が指針(具体的なベストプラクティスの事例やミニマムス

タンダードの具体化などを記載)を策定し、その策定・見直し・運用に関する協議の場として官民協議会を設置することも提案されています。指針は相談現場で相談員があっせんなどの場面で活用できるツールとして期待されます。

2. 多様な脆弱性による影響を踏まえた契約の拘束力から消費者を解放する仕組み等

この項目はワーキンググループで意見をひとつにまとめたものではなく両論併記をしています。

提案は、「消費者の解除権の導入」「消費者契約法以外の手法の活用」という考え方が提示されています。前提は、「事業者の不当行為や主観を要件としない」として、消費者側で立証が難しい要素を極力排除するという考え方です。具体的には、消費者に生じた結果が深刻である場合に、当該取引関係を解消し、契約の拘束力から消費者を解放する仕組みを設けることができないかが議論されました。その代表的な制度として「消費者の解除権」の提案がされました。制度設計の方向性として、事業者・消費者・第三者が支え合う仕組みを組み込みつつ、契約の効力を事後的に否定することによる事業者側の不利益も踏まえ、適切な制度設計を検討する必要があるとされています。

規律の具体案としては、①適切な判断をすることが困難な状態(年齢や心身の状態をどの程度客観的に定義できるか、年齢要件や要介護認定等で一律に区分することの適否など)、②深刻な結果(生活の基盤となる財産を失う契約の「生活基盤」と評価される水準をどの程度に設定するか)となる内容の契約を締結した場合に解除できることとし、③事業者の予見可能性を確保しつつ共創協働の観点から「第三者」(誰を指すか、その範囲や役割をどのように定めるかは明確化が求められる)による見守りを促す仕組みを設けることが提案されています。

3. 取引当事者である消費者に依拠する者の生活の維持を困難にすることを回避する仕組み

ここでは、新たに制度化を図るのではなく、最初の提案「事業者の配慮を促進する仕組み」で対応するのが適当ではないかとされました。

第2. 消費者契約の各過程に関する必要な規律

1. 継続的な契約の普及・拡大に対応するための規律の導入

サブスクリプションに代表される継続的契約の普及に伴い、契約締結時や契約条項に限られない場面でトラブルが生じている現状を踏まえ、規律を整備してはどうかと整理がされました。

現行の消費者契約法は、第4条で契約締結過程を、第8条から第10条で契約条項を中心に規律していますが、このような枠組みで対応しきれない問題について、規律を拡張し、新たな制度的対応を検討しています。具体的には、①解約を不当に妨げる行為の禁止、契約から合理的に離脱できる方法を提供するよう事業者を求めること、また利用者が解約できる状態を確保するための配慮、さらに解約方法や条件の情報提供について事業者に努力義務を課すこと、②契約期間の更新時に事前に通知する努力義務、③契約の重要事項の変更時の事前通知義務、④消費者の死亡時の対応手順に関する説明努力義務の整備をしてはどうかと提案されました。①のうち解約妨害禁止と③に関しては適格消費者団体の差止請求等を可能にする仕組みを入れることを検討するとされています。

2. 消費者が事業者に対して自己の情報、時間、アテンションを提供する取引に関する規律

近年のデジタル経済の進展を踏まえ、消費者が金銭ではなく情報や時間、アテンションを提供する取引の取扱いについて、契約に該当する場合には消費者契約として位置付けるとしつつも、アテンションエコノミーの実態や課題については、なお社会的な議論が成熟しておらず、必要に応じて検討するとされました。消費者契約法は金銭の支払いを伴う契約に限定されるものではなく、消費者契約法は一般法なので広く対象とすることが必要であると整理されました。

第3. 「解約料」の実態を踏まえた実効的な仕組み

1. 「解約料」条項に係る規定(消費者契約法第9条第1項第1号)の見直し

解約料規制の見直しについては、長年議論がありますが、十分な進展が見られていない分野です。従来とは異なる視点で、実際のビジネスにおける価格設定や解約の実態に即して検討を進めてきました。

具体的には、A 案および B 案の二つの方向性が検討されました。A 案は、複数の合理的な価格プランが提示されている場合に、解約料が最も低いプランの解約料が平均的損害の範囲内に収まる場合には、他のプランの解約料は従来の平均的損害基準による規制によらないとする考え方です。これは、低価格だが解約料が高いプランと、高価格だが解約料が低いプランという多様な選択肢の併存を前提とします。ただし、形式的に複数プランを用意することで規制を回避するような事態を防ぐ必要があり、プランの合理性や消費者の実質的な選択可能性をどのように担保するかが課題とされています。

B 案は、解約料に関する立証責任の分担を見直すもので、消費者ですら解約料として支払ってもやむなしと思われる部分と、事業者がそこから追加して欲しいと思う部分に分け、それぞれに立証責任を負わせるという考え方です。原状回復に必要な範囲は消費者が、それを超える部分は事業者が立証責任を負うとするものです。これは、紛争解決が実態として損害論に基づいて行われていることを踏まえたものですが、原状回復相当部分の範囲をどのように画定するかという点が新たな課題として指摘されています。

なお、A 案と B 案は、必ずしも排他的な関係ではなく両者を組み合わせる可能性も含めて、今後の検討の叩き台と位置付けられています。

2. 「解約料」条項の説明に関する既存の制度の拡充

解約料規制については、現行法において既に一定の説明義務に関する規定が存在しています。特に近年の法改正で新設された規定もあって、短期間で再改正には慎重な検討が必要とされますが、制度の実効性を高めるためには、単に立証責任の問題にとどまらず、事業者による説明の充実が極めて重要であるということです。

第4. 横断的な検討事項

1. 法目的の在り方

これまで議論されてきた「消費者の脆弱性への対応」、関係主体間の連携の重要性といった要素を目的規定に組み込む必要があるとされました。ただし、これらの要素をどのような文言として条文に規定できるかについては技術的な検討を要するため、「脆弱性」という文言がそのまま明記されるかは現時点では不確定です。消費者委員会での議論や基本計画に含まれる考え方を踏まえ、これらの要素を目的規定に反映させていく方向性が示されました。関係主体の連携については、協働や健全な市場形成といった観点から整理されています。

2. 「消費者」概念・定義規定の在り方

現時点では「定義規定」の見直しには至らないとの考えが示されました。理由として、目的規定が変更されれば、その趣旨を踏まえて法全体が解釈されることとなり、消費者概念についてもその趣旨を踏まえて理解されることが想定されるとされています。

以上の論点整理を踏まえ、現在は検討会において議論が進められていますが、なお検討を深めるべき点と、論点を一定程度絞り込む必要性の双方が指摘されています。今後は、実効的な法改正につながるような具体的な制度設計に向けて、引き続き精力的に議論していただきたいと思います。また、関係者に対しても検討状況への関心を継続して持ち、応援をしていただきたいと思います。

以上

※全国消団連では、「現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた消費者契約法検討会ワーキンググループ「論点整理」に対する意見」を6月19日提出しました。

<https://www.shodanren.gr.jp/database/531.htm>

速報

2026年7月10日の参議院本会議において、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」が可決・成立したことを受けて、全国消団連は声明を発出しました。

2026年7月13日

「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」の成立にあたって

一般社団法人 全国消費者団体連絡会

デジタル化やAIの急速な進展により、個人情報が社会や経済活動の基盤となる一方、その利活用の拡大に伴い、個人の権利利益を侵害するリスクは高まっています。このため、全国消費者団体連絡会は、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」の国会上程を受け、個人の権利保護とデータ利活用との適切な均衡を図るとともに、消費者が安全かつ安心してデジタル社会で生活できる環境を整備することを求め、2026年4月27日に意見書を提出しました。

2026年7月10日の参議院本会議において、同改正案が可決・成立しました。

今国会での審議では、AIの進展やデータ利活用の拡大の下での個人情報保護の在り方について活発な議論が行われ、改正法が抱える課題が明らかにされました。その結果、衆議院及び参議院において附帯決議が付され、今後の制度運用及び見直しに向けた重要な課題が示されました。

今回の改正で、AI開発や統計利用などを理由として本人同意を不要とする例外規定の拡大、要配慮個人情報の取扱いの緩和、情報漏えい時の本人通知義務の緩和などが盛り込まれました。しかし、こうした措置は、自らの情報がどのように利用されているのかを本人が把握し関与する機会を後退させるものであり、消費者が安心してデジタル社会で暮らすことができる環境を損なうおそれがあります。

加えて、今回導入された課徴金制度は悪質な事業者による違反行為を対象とするものの、安全管理措置義務違反は対象外とされました。しかし、実際の大規模な個人情報漏えい事案の多くは安全管理体制の不備によって発生しています。このような制度設計では十分な抑止効果は期待できず、消費者が安心して個人情報を預けることのできる環境の構築には不十分です。

さらに、全国消団連が求めてきた適格消費者団体による差止請求制度や集団的な被害回復制度は今回実現しませんでした。違法又は不適切な個人情報利用を迅速に止め、多数の消費者に生じた被害を回復する仕組みが整備されない限り、デジタル社会における消費者の安全と安心を十分に確保することはできません。

今回の改正法に盛り込まれなかった課題については、衆議院及び参議院の附帯決議の趣旨を踏まえ、消費者団体を構成員とした公開の検討の場を設け、個人情報保護法第14条に基づく見直し規定を踏まえつつも、その時期を待つことなく、速やかに検討に着手することを求めます。

特に、本人同意を不要とする例外規定の見直し、課徴金制度の再構築、差止請求制度の創設、集団的被害回復制度の導入、AI・プロファイリング規制の強化、要配慮個人情報及び子どもの個人情報保護の強化、緩和された漏えい通知制度の再強化などについて、早急な検討を進めるべきです。

併せて、改正法の施行に向けて策定される個人情報保護委員会規則やガイドラインについては、消費者団体を含む幅広い関係者の意見を十分に反映し、透明性と予見可能性を確保した制度運営を行うことが不可欠です。その検討に当たっては、限られた関係者への非公開のヒアリングにとどめるのではなく、複数の消費者団体を構成員として加えた公開の検討の場を設け、国民に開かれた形で議論を行うことを強く求めます。

個人情報保護委員会が独立性と専門性を維持しながら十分な監視・監督機能を果たせるよう、人員及び予算の拡充を図り、消費者が安全かつ安心してデジタル社会で生活できる実効性ある個人情報保護制度を確立することを強く求めます。

以上

意見を提出しました(全文はホームページをご覧ください)

「オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会 報告書(案)」への意見を提出しました(6月15日)

総務省の「オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会」は、オンラインカジノへのアクセスを抑止するための方策を論議して最終報告書案をまとめ、案へのパブリックコメントを募集しました(期間2026年5月15日～6月15日)。

報告書案では、最大の焦点だった通信の強制遮断「ブロッキング」について、通信の秘密や知る権利を阻害し憲法に抵触する恐れを指摘はしたものの、導入自体は否定せず、判断自体を回避した形としました。そして、既存の対策を徹底し、まずはその効果を検証すべきだと強調したうえで、導入に踏み切る際は法制化が必要だと結論付けました。

ブロッキングは、特定の違法サイトへのアクセスを遮断するにとどまらず、その仕組み上、カジノ利用者に限らず広く一般のインターネット利用者全体の通信内容に関与することとなり、通信の秘密や知る自由といった憲法上の基本的人権に影響を及ぼすおそれがあり、このような手段は、消費者側に対して広範かつ強度の高い制約を課すものであることから、全国消団連は、「ブロッキング」制度の導入について反対との意見を提出しました。

はじめに(報告書案2頁18-22行)

ブロッキングは違法サイトへのアクセス遮断にとどまらず、広く一般利用者の通信に関与し、通信の秘密や知る自由などの基本的人権に影響を及ぼすおそれがある。報告書案でも効果は限定的と整理されており、現時点で基本的人権との均衡を満たすとはいえず、正当化は困難である。

1. 中間論点整理の概要(報告書案3頁3-6行)

包括的な対策の必要性は、直ちに強力な規制手段の導入を意味するものではない。まずは周知啓発、取締り、決済遮断など人権への影響が比較的小さい手段を優先し、権利制約を伴う措置には慎重であるべきである。

1. 中間論点整理の概要(報告書案3頁18-23行)

本記述は、ブロッキングが通信の秘密や知る自由に抵触し得る措置であることを前提としている。他の手段が十分に実施されていない段階では必要性は認められず、効果も限定的である以上、慎重な対応を求める。

2. 有効性(報告書案15～16頁43-2行)

ブロッキングには一定の効果が期待される一方、技術的回避が可能であり限界がある。限定的な効果のために通信の秘密等の基本的人権を制約することは比例性の観点から慎重であるべきである。

3. 許容性(報告書案23頁18-23行)

本記述は、ブロッキングによる利益と基本的人権の制約との均衡が重要であることを示している。しかし、その効果は予防的かつ限定的であり、重大な権利制約を正当化できる段階にはないと考える。

4. 実施根拠(報告書案25頁7-10行)

ブロッキングは例外的措置であり、他の手段が十分尽くされ、有効性と利益衡量が認められる場合に限り実施可能となる。現時点では要件が満たされたとはいえず、導入を前提とした議論は時期尚早である。

5. ドイツ(報告書案29頁13-19行)

ドイツなどでは通信の秘密との関係からブロッキングに慎重な姿勢がとられている。こうした人権重視の考え方を踏まえ、日本でも人権侵害のリスクがある措置の導入には慎重であるべきである。

6. 今後の方向性(報告書案30頁3-6行)

包括的対策を進めるに当たっては、まず既存施策の実効性向上を優先すべきである。決済遮断、違法性の周知、広告削除、相談・治療体制の強化などを推進し、人権制約の小さい手段を重視することが適当である。また、IRを含むギャンブル政策全体との整合性にも留意すべきである。

※報告書案全文はこちらからご確認ください。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000314124>

※総務省 オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会はこちらからご確認ください。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/online_casino/index.html

※「ブロッキング」については、2018年、政府が海賊版サイト対策を検討した際に俎上に上がりました。その際も全国消団連は、今回と同様の趣旨から、政府に意見を出しました。結果的に海賊版サイト対策として「ブロッキング」は導入されませんでした。

全国消団連意見は以下でご確認ください。

https://www.shodanren.gr.jp/database/pdf/391_01.pdf

現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた消費者契約法検討会ワーキンググループ「論点整理」に対する意見を提出しました(6月19日)

消費者庁「現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた消費者契約法検討会」は、消費者法研究者を中心としたワーキンググループを設けて、5月11日に今後の議論の土台となる「論点整理」を取りまとめました。現在、「論点整理」をもとに、親検討会で検討が再開しています。

全国消団連では、6月2日に「論点整理」に関する学習会を開催しました。そして、親検討会での論議の進行に併せて、「論点整理」の内容(第1. 消費者の多様な脆弱性への対応として必要な規律、第2. 消費者契約の各過程に関する必要な規律、第3. 「解約料」の実態を踏まえた実効的な仕組み、第4. 横断的な検討事項)それぞれについて意見を作成し、6月19日に「消費者担当大臣、消費者庁長官、消費者委員会委員長、国民生活センター理事長」に提出しました。

意見全文はこちらをご覧ください。

<https://www.shodanren.gr.jp/database/531.htm>

原子力政策に関する2件のパブリック・コメントに意見を提出しました(7月7日)

- ①経済産業省「今後の原子力政策の方向性と行動指針(案)」(以下、指針(案))に対する意見募集について
- ②経済産業省「重要電源開発地点の指定に関する規程の一部を改正する告示(案)」(以下、告示(案))に対する意見募集について

2025年2月に閣議決定した第7次エネルギー基本計画に則り、政府の審議会(主に原子力小委員会)等における議論を踏まえ、今後の原子力政策に係る主要な課題と、その解決に向けた対応の方向性、そして政府及び原子力事業者等の関係者による行動の指針を整理した上記2件について、意見募集がありました。

第7次エネルギー基本計画では、原子力政策については、第6次エネルギー基本計画までの「可能な限り依存度を低減する」から「最大限活用する」と大きく方向転換しており、上記①の指針(案)に、原発の建て替えについて具体的な数値目標が示されました。また、②の告示(案)については、原発の建て替えにあたり、供給計画や地域との合意形成に関して後退しかねない改定案が提示されています。

全国消団連では、福島第一原子力発電所事故以後、原子力発電所の新設・リプレースに反対しており、今回の指針(案)に対しては数値目標の妥当性を問うことを中心に、また告示(案)に対しては、供給計画や地域との合意形成について、7月7日意見を提出しました。

意見全文はこちらをご覧ください。

<https://www.shodanren.gr.jp/database/533.htm>

「2026年度 PL オンブズ会議報告会 提言」を提出しました

PL オンブズ会議は全国消団連と共催で、製造物責任法が施行された毎年、7月1日に報告会を開催し、製造物責任法の今日的改正を求めてきました。

今年は「リチウムイオン電池発火事故からPL法を考える」と題して、リチウムイオン電池発火事故の実情、製品安全4法の施行状況、海外事業者の国内管理人を担う事業者の取り組み、海外製品による事故対応の困難性、さらにはEUのPL指令と日本のPL法との比較について報告を受け、意見交換を行いました。

そして、報告会の内容を踏まえ、PL オンブズ会議は提言をとりまとめ、全国消団連と連名で、7月3日に「内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)、経済産業大臣、消費者庁長官、内閣府消費者委員会委員長、国民生活センター理事長」に提出しました。

2026年PL オンブズ会議報告会 提言

製造物責任法は、1995年の施行以来、30年以上にわたり、実質的な改正が行われていません。こうした状況を踏まえ、製造物責任法の制定運動に関わった関係者が集まり、PL オンブズ会議を結成しました。

私たちは、折々の製品安全を取り巻く情勢を踏まえ、製造物責任法の課題を検証してきました。その成果を広く共有し、社会に問いかける場として、製造物責任法が施行された7月1日にあわせ、毎年、報告会を開催し、提言を発表しています。

本日の報告会では、近年問題となっているリチウムイオン電池の発火事故や、インターネット取引の拡大に伴う製品安全上の課題について、報告を受けました。

頻発するリチウムイオン電池発火事故の根底には、中国を中心とする外国メーカーの製品であるという問題が見えてきました。

インターネット取引市場の拡大に伴い、私たち日本の消費者がオンラインモール等を通じて国内外の事業者が販売する製品を購入する機会が飛躍的に増えています。一方、海外事業者が取引デジタルプラットフォーム(取引DPF)を利用するなどして、国内の消費者に直接製品を販売するケースでは、安全性に関する法的責任を負うべき国内の製造・輸入事業者が存在しないといった課題があります。こうした課題への対応として、国際的潮流を踏まえて、次の新しい内容の消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律が2025年12月25日に施行されました。

- ① 消費者にとって海外の事業者と連絡が取れなくて苦情申し立てや責任追及ができないという障害があった点につき、海外事業者は日本における国内管理人を選任しなければならない。
- ② 国内の消費者に危険が及ぶ恐れがあると認められても、出品者によってリコールなどの必要な措置が講じられることが期待できないときは、経済産業大臣は、取引DPFに対し、出品削除を要請出来る。
- ③ 経済産業大臣は、届け出事業者の氏名や特定製品の型式の区分、国内管理人の氏名らを公表する。
- ④ 経済産業大臣が法令違反行為者の公表制度の創設

本日の報告会では経済産業省から改正法の施行状況を説明していただきました。

特に、新しく「国内管理人」を選任する制度が出来ましたが、国民にはなじみがなく、その実情に関心があるところ、実際に国内管理人業務を行っている事業者の方に実情報告をしていただくことができてとても参考になりました。

今次の法改正は大きな前進ということができますが、しかし、欧米が対応しているネット取引製品が安全性を欠いていたことから生じる損害賠償への民事対応がわが国ではまだできていません。日本の消費者が保護の外に置かれた状態はこれ以上放置できません。

この問題解決の参考とすべきEUの立法状況を改めて報告し学習しました。

私たちは、国に対し、製品安全行政規制法の施行状況をふまえて、プラットフォームらの民事責任の在り方につき早急に議論を開始し、法整備を図ることを昨年に続き強く強く要望します。

2026年7月1日
全国消費者団体連絡会
PL オンブズ会議

※ PL オンブズ会議報告会の開催報告は次号に掲載いたします。

● ● ● 会 員 活 動 報 告 ● ● ●

消費者ネットワーク岐阜の活動を紹介します

消費者ネットワーク岐阜第17回総会・記念講演会「AI 社会を生き抜くための AI リテラシー～広がるリスクから身を守り、AI とともに生きる力を育てる～」を開催しました。

2026年5月16日、消費者ネットワーク岐阜第17回総会・記念講演会を開催し、会場参加に加え約500名の学生がオンデマンド視聴しました。講演では法政大学の坂本旬教授が、生成AI時代に必要なリテラシーについて解説。SNS発の詐欺など消費者被害の変化や、40～50代の被害増加、カウントダウン表示や事前選択などの「ダークパターン」による誘導の問題が具体例を交え示されました。

また、アルゴリズムによる「フィルターバブル」が認識を偏らせる可能性にも言及され、生成AIは利便性の一方で、誤情報やバイアス、情報漏えい、著作権問題などのリスクがあり、出力を無批判に信じることの危険性が強調されました。

そのうえで、AIを活用するためには「リテラシー（仕組み理解）」と「倫理（責任ある利用）」が不可欠であり、AIをあくまで道具として位置づけ、最終的な判断は人間が行うことの重要性が示されました。また、消費者教育やデジタルリテラシーの向上、関係機関の連携強化が、これからの社会において不可欠であること

が提言されました。

参加者からは理解が深まったとの声が多く、AIリテラシー向上の重要性を確認する機会となったとの意見が多数寄せられました。



日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（NACS）の活動を紹介します

内閣府地方創生SDGs官民連携プラットフォーム「安全とSDGs分科会」2026年度春季シンポジウム「リチウムイオン電池による事故防止」のご報告とNACSの会員アンケート結果

5月27日に開催された標記シンポジウムでは、環境省から「リチウムイオン電池等の適正処理に関する方針と対策」の講演と、環境省LIBパートナー制度に加盟する企業・団体から、「賢く選ぶ」、「丁寧に使う」、「正しく捨てる、そして資源循環」に沿った取組や現状などが紹介されました。（LIB：lithium-ion battery）

主催団体の一つであるNACSでは、シンポジウムに先立ち今年3月末から4月初めに「リチウムイオン電池の廃棄」に関する会員向けウェブアンケートを実施し、当日消費者の声としてご紹介しました。

地域ごとに自治体の広報紙の発行状況や掲載内容も尋ね、リチウムイオン電池やそれを含む製品の廃棄について、どんな情報が届いているかを尋ねたもので、その概要は次の通りです。

制度上、自治体による回収がスタートしているが、自治体により回収方法は様々。広報紙だけでは必ずしも必要な情報が伝わっておらず、アンケートをきっかけに消費者が自治体のHPを確認する等の情報収集が必要な状況。また、回収方法が十分には伝わっていないだけでなく、リチウムイオン電池内蔵製品は、家電製品だけでなく多種多様で、知らずに廃棄してしまうこともある。さらに、電池の取り外し方、取り外して廃棄できるかどうか分からない。など不安の声も挙げられました。

消費者が「正しく捨てる」ための啓発活動がまだまだ必要ということのようです。

会員団体の活動紹介 (7~9月の活動予定)

*詳細は各団体にお問い合わせください。終了している企画が含まれる場合があります。

会員団体名	月 日	行 事・活 動
主婦連合会 (03-3265-8121)	8月29日(土) 13:15~14:45 (13:00開場)	映画上映会「シャドー・ディール 武器ビジネスの闇」 会 場 : 主婦会館 地下2階 クラールテ 参 加 費 : 500 円 (当日払い、現金のみ) 主 催 : 主婦連合会・(一財) 主婦会館 申 込 : 主婦連事務局 (電話またはメール (info@shufuren.net)) ▼映画『シャドー・ディール 武器ビジネスの闇』について https://www.cinemo.info/93m
山梨県消費者団体連絡協議会 (055-243-2440)	9月5日(土) 13:30~15:30	第39回山梨消費者のつどい 「今こそ憲法を学ぼう! ~私たちの今と未来のために~」 講 師 : 清水雅彦さん (日本体育大学教授 憲法学) 場 所 : 甲府市南公民館および zoom 主 催 : 山梨県消費者団体連絡協議会 申込締切 : 8月30日



第 1 回 理 事 会 報 告

- 開催日時: 2026年6月18日(木) 15:00~16:50
- 開催場所: 主婦会館プラザエフ5階 ZOOMハイブリッド
- 出席者: 理事総数19人中13人、監事総数2人中2人
- 協議事項: ①消費者政策に関する課題について(個人情報保護法改正について、地方消費者行政をめぐる動向について、特定商取引法の改正について、消費者契約法の改正について、PLオンプズ会議報告会の開催と提言案の確認について、オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会報告書について、ほか報告事項5課題)
- 報告事項: ①「中東情勢の悪化に起因する消費生活への悪影響について」意見書提出について、②環境・エネルギーに関する課題について(3課題)、③食に関する課題について(6課題)、④全国消団連専門委員会の活動について、⑤全国消費者大会について、⑥消費者スマイル基金活動報告、⑦政府審議会等報告、⑧機関会議報告

編集後記

日傘を新調しました。外側が白、内側が黒の日傘です、最近はこの白黒の日傘を多く見るようになりました。正直、このシンプルな日傘に、購入時、心躍ったわけではないのですが、使用感のあまりのすばらしさに、一瞬で虜になりました。本当に涼しいのです。そして高いUVカット付き、たくさんのお店で販売されているのには納得の理由があるのですね。

数年前購入した、お気に入りのレースの日傘、躯体がしっかりしておりまだまだ十分に使えるのですが、出番は決して訪れないとわかっています。壊れるまで使いたかったです。地球温暖化が緩和される日を待ちながら今日も傘立てで眠ってくれています。(M)

発行: 一般社団法人全国消費者団体連絡会

住所: 〒102-0085 東京都千代田区六番町15 プラザエフ6F TEL:03(5216)6024 FAX:03(5216)6036

ホームページ: <http://www.shodanren.gr.jp> E-mail: webmaster@shodanren.gr.jp